

令和 4 年 11 月 11 日

農業者 各位

会津美里町長 杉山 純一

(公 印 省 略)

会津美里町肥料高騰緊急対策事業給付金について (通知)

新型コロナウイルス感染症拡大により、生産資材の高騰等の影響を受けた農業者を支援するため、福島県及び町において、下記のとおり給付金を交付します。

給付金の交付を希望される方については、同封の申請書兼請求書に必要事項を記入し、裏面に記載のある提出書類を確認し、町役場産業振興課まで申請ください。

記

1 交付対象者 (下記のいずれにも該当している者)

(1) 会津美里町に住所を有している農業者

(2) 水田に水稲及び水稲以外の転換作物を合計 3,000 m²(30 a) 以上作付している農業者※作付面積が 3,000 m²未満の方は、申請する必要はありません。

2 給付額

水田において令和 4 年度に出荷・販売することを目的に作付している対象作物の作付面積に応じ、下表のとおり給付金を交付します。なお、給付額は、福島県の交付単価により算定した額と町の交付単価により算定した額を合算した額とします (各交付単価で算定した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切捨ててから合算します)。

対象作物		交付単価 (県)	交付単価 (町)	対象面積	備考
水稲 (主食用米、飼料用米、備蓄米 等)		<u>500 円</u> /1,000 m ²	<u>2,000 円</u> /1,000 m ²	作付面積の合計から 1,000 m ² を差し引いた面積	
転換 作物	大豆・そば	<u>1,500 円</u> /1,000 m ²	<u>500 円</u> /1,000 m ²	作付面積の合計から 自家消費分を差し引いた面積(ただし、飼料作物及び牧草は除く。)	二毛作は 基幹作物 の面積の み対象
	大豆・そば以外 (野菜、果樹、花き、飼料作物 等)	<u>1,500 円</u> /1,000 m ²	<u>12,000 円</u> /1,000 m ²		

3 申請受付期間

令和 4 年 1 月 15 日 (火) ~ 令和 5 年 2 月 10 日 (金)

※郵送による提出の場合は、令和 5 年 2 月 10 日までの消印があるものが有効となります。

※給付金の交付は、申請受付から約 1 か月前後となります。

(年内の交付を希望の方は令和 4 年 1 月 9 日 (金) までに申請ください。)

裏面あり

4 提出書類

- (1) 会津美里町肥料高騰緊急対策事業給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）※同封してあります。
町で作付面積等を把握している方については、申請面積・給付金額も印字してあります。変更点がありましたら、窓口にてその旨お伝えください。
- (2) 作付計画書兼報告書 ※同封してあります。
- (3) 振込口座が確認できる書類（通帳の写し）
- (4) 品目ごとに、出荷販売が確認できる書類の写し（出荷伝票、販売伝票等）
※水稻の場合、JA 会津よつばに出荷している者は提出不要です。

5 提出先

会津美里町役場 産業振興課農政係（2階13番窓口） 住所：会津美里町字新布才地1番地

※本郷支所及び新鶴支所では受付できません。

（連絡先：産業振興課農政係 電話 0242-55-1191）